

津市農業委員会だより

第 32 号 令和元年 12 月発行

編集発行
津市農業委員会
〒514-8611
津市西丸之内 23 番 1 号
電話番号 059-229-3176

第 1 農地部会の様子



目次

農業委員会の活動の紹介・・・・・・・・2,3,4
農地を転用する際の手続・・・・・・・・5
農業者年金のご案内・・・・・・・・6

農業委員会の活動報告・・・・・・・・7
農業委員会からのお知らせ・・・・・・・・8

《広告のコーナー》

農業従事者さま向けローン

【商品名】みえぎん事業者向けフリーローン「クイック」

面倒な書類
不要!

お手続きも
カンタン!

詳しくは  三重銀行 営業推進部 ☎ 0120-628-506
営業時間 9:00~17:00



様々な資金に利用できる!

- ◆収穫時期までの生活費の補填
- ◆害獣対策
- ◆ビニールハウス建設費
- ◆自宅のリフォーム
- ◆他金融機関からの借換

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。（広告主と津市農業委員会業務との直接関係はありません。）

農業委員会の活動を紹介します ①

「農業委員会とはどんな組織でどんな仕事をしているの?」といったご質問をいただくことがあります。

「農業委員会」は大切な食糧の生産基盤である農地を守り、将来に引き継いでいくために、農地の権利移動などの許認可事務、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行っておりますが、あまり知られていないのが実情です。そこで、今回は農業委員会の組織や活動について紹介します。

農業委員会とは?

農業委員会は「農業委員会等に関する法律(農業委員会法)」の規定に基づき設置される行政委員会で地方自治法第 180 条の 5 第 3 項の規定により設置が義務づけられています。

津市農業委員会は、議会の同意を得て市長から任命された 24 名の農業委員会委員(農業委員)と農業委員会から委嘱された 86 名の農地利用最適化推進委員(推進委員)で構成し、平成 31 年 4 月 1 日の両委員の改選を経て、今年度から新たな体制でスタートしています。

農業委員会の業務とは?

当委員会の主な業務としては、①農地法その他の法令により農地等の利用関係の調整(権利移動)などに関する業務、②農地等の利用の最適化の推進(遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積・集約化、新規参入の促進)に関する業務があります。

① 農地等の利用関係の調整に関する業務(農業委員会法第 6 条第 1 項)

農地法に基づく農地の権利移動(同法第 3 条)、農地の農地以外の用途への転用(同法第 4 条)、農地の権利移動と転用(同法第 5 条)の届出の受理、許可申請に係る調査・決定など、農地等の利用関係の調整に関する業務を行っています。

届出・申請があった場合には、原則として担当地区の農業委員、推進委員が現地を事前に確認し、周辺農地への影響等について調査し、毎月開催される農地部会において報告、議案として審議・決定しています。

なお、当委員会では、農業委員 14 名で組織する「第 1 農地部会(津、香良洲、河芸、芸濃、安濃、美里地域)」と農業委員 10 名で組織する「第 2 農地部会(久居、一志、白山、美杉地域)」の 2 部会構成となっています。



農業委員会の活動を紹介します ②

② 農地等の利用の最適化の推進に関する業務（農業委員会法第6条第2項）

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足などにより、農業者の減少とともに遊休農地の増加に歯止めがかからず、これらの対策が急務となっています。

このような状況から、平成28年に「農業委員会法」が改正施行され、農地等の利用の最適化の推進が重要な業務として位置付けられるとともに、担当地区でこれらの活動を行う推進委員が配置されることとなりました。

当委員会では、農地を将来にわたり引き続き守り活かしていくために、推進の3つの柱である「(1)遊休農地の発生防止・解消」、「(2)担い手への農地集積・集約化」、「(3)新規参入の促進」に取り組み、推進委員が中心となり農業委員と協力して現場活動を行っています。

(1) 遊休農地の発生防止・解消

「遊休農地」とは、現在耕作がされておらず、今後も耕作の予定がない農地で、1年以上にわたり耕起や草刈りなどの保全管理が行われていない農地をいいます。

「遊休農地」の発生を防止するためには、日頃からの巡視活動により担当地区の農地の状況を把握しておくことが重要で、推進委員が中心となり農地等の所有者の意向の把握や保全管理の指導などの現場活動を通じ、遊休農地の発生防止・解消に取り組んでいます。

一斉農地パトロール

市全域の遊休農地の状況を把握するため、今年も8月5日から10月18日にかけて、農業委員、推進委員が参加のもと一斉に農地パトロールを行いました。

耕作再開や定期的な耕起などで遊休農地が解消するケースがある一方、離農した農地に引き受け手が見つからず遊休化するケースも見られます。

遊休農地は害獣の住処となるなど周辺農地に影響を及ぼします。

適切な管理をお願いします。



一斉農地パトロールの様子



一斉農地パトロールの様子

次頁に続く

農業委員会の活動を紹介します ③

(2) 担い手への農地集積・集約化

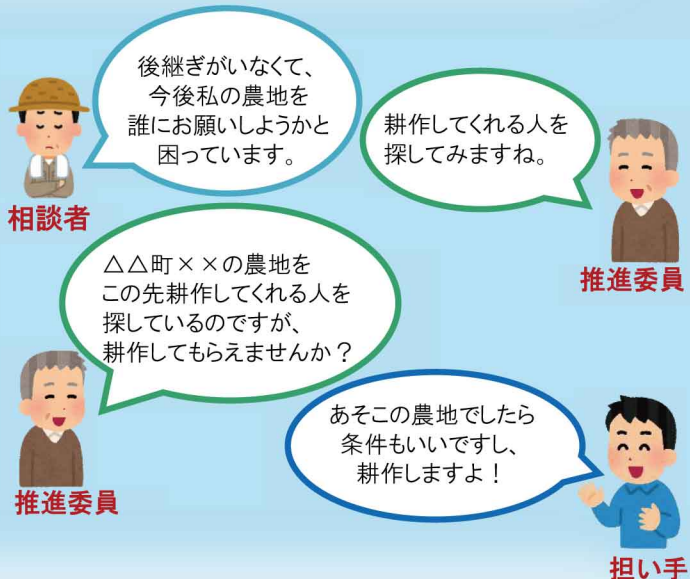
高齢化や農業用機械の更新などを理由に離農の相談などがあつた場合、農地での耕作が引き続き維持できるよう、営農規模の拡大を考えている農家や担い手に相談するなど、JA などと連携しながら農地の橋渡し役として働きかけを行っています。

この取り組みにより、担い手への農地集積等が図られ、将来的な農業の維持とともに、遊休農地の発生防止・解消にもつながります。

取組事例

推進委員が巡視活動で遊休化している農地を発見したため、所有者宅を訪問し今後の意向を尋ねたところ、高齢により耕作が困難なので作り手を探してほしいとのことであつた。

JA の営農部門とも相談しながら耕作してもらえる担い手を探し出し、農地の賃貸借に必要な書類の作成を手伝いながら耕作につなげることができた。



(3) 新規参入の促進

農業に新規参入を希望している方があつた場合、希望する農地の種別・規模・場所等の意向を確認しながら、担当地区の推進委員も相談に応じています。

相談を受けた推進委員は、担当地区内に希望に適した農地があるかどうかなどを確認して農地のマッチングに取り組むとともに、新規参入する際の不安が解消できるよう、三重県、津市、JA などと連携しながら支援を行っています。

取組事例

新規就農を希望する方から相談を受けた推進委員が、作りたい作物などを聞き取り、その作物にあつた農地の所有者に働きかけ、賃貸借により希望する農地が確保できた。

推進委員は、その後も耕作するための農地の事前準備を手伝うとともに、農業に関する助言・指導を行うなど頼れる相談役となっている。



農地に関するご相談は、お近くの農業委員・推進委員まで！

※ご自分の地区の農業委員・推進委員については、農業委員会事務局または、各総合支所地域振興課までお問い合わせください。

農地を転用する際は、農地法に基づく 届出・申請が必要です

農地転用とは？

農地を農地以外の用途に使用することをいいます。農地転用をする際には、農地法に基づく申請や届出が必要です。また、安定的な食糧の生産基盤となる優良農地は、将来に向けて守っていく必要があり、転用行為の内容が制限されているため、事前に農業委員会事務局へお問い合わせください。

今回は、日頃よくいただくお問い合わせについて紹介します。



「農地の地目を変えたいのだけど、どうすればいいんですか？」

「農地の地目を変えるには、農地転用が必要です。しかし、農地転用をするには、その農地を何のために、どのように使いたいのかという具体的な計画とともに、利用計画図などの添付書類が必要になります。ですから、地目を変えることを目的とするのではなく、農地の今後の利用について、まずは検討してください。」



「農地転用の届出と申請の違いはなんですか？ 転用したいので、どんな書類が必要になるのか知りたいです。」

「対象の農地が都市計画法の市街化区域内にあれば届出、それ以外の区域であれば申請が必要です。また、届出は随時受け付けており、申請は毎月提出の締め切りがあります。申請書の提出の締め切りや、届出・申請に必要な添付書類等は津市ホームページの申請書ダウンロードサービスのページまたは農業委員会のページ上で公開しています。」



「農地に家を建てようと思うのですが、自分の土地ですし何も問題ないですよ？」

「たとえご自分の農地であっても、住宅の建築が出来ない場合があります。農地法だけではなく、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や都市計画法などさまざまな制限がある場合もありますので、農業委員会事務局または、各総合支所地域振興課へお問い合わせください。」



「工事をする間、3 か月間だけ現場の近くの農地に資材を置きたいのですが、何か書類の提出は必要ですか？」

「農地を農地以外の目的に使用するのであれば、短期間で一時的であっても農地転用の届出または申請が必要です。また、一時転用の期間終了後に必ず農地への復元が必要になります。」





農業者年金で将来に備えませんか？

農業者にもサラリーマンのように老後の備えを！という考えのもと、加入要件を満たせば、農地を所有していない方でも加入ができる、農業者のための年金です。

少子高齢化時代に合わせた積立式で、保険料の見直しがいつでもできる、生活状況に柔軟に対応する農業者年金に加入しませんか？

農業者年金の魅力

① 年金は積立式

自分の納めた保険料とその運用益が原資となる、積立方式なので少子高齢化の時代に強い年金です。

② 保険料の見直しが可能

20,000 円から 67,000 円まで 1,000 円単位で保険料を自由に決められます。

③ 納めた保険料全額が社会保険料の控除対象

掛金控除により節税効果が期待できます。

④ 終身年金で 80 歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。また、80 歳までに亡くなった場合は、80 歳までに支払われるはずであった年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

⑤ 加入・脱退が自由

途中で脱退しても、その時点まで納めていた金額に応じて将来年金が受給できます。

農業者年金への加入要件

(次のすべてを満たすこと)

☑ 国民年金第 1 号被保険者

※国民年金保険料納付免除者は除く

☑ 年間 60 日以上農業に従事

☑ 60 歳未満

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（月額 400 円）についての加入も必要です。



さらに、意欲のある若い担い手農家さんには、政策支援加入という加入の方法があります。

政策支援加入の特徴

- ・ 掛け金は毎月 20,000 円で固定。
- ・ 20,000 円の内、国からの支援が 4,000 円から 10,000 円受けられます（満たす要件によって支援額は変わります）。
- ・ 受け取れる年金は次の 2 種類。

① 農業者老齢年金

20,000 円のうち、自己負担分とその運用益からなる年金で、誰でも受給できます。

② 特例付加年金

政策支援加入者が 65 歳までに後継者へ農業経営を継承すると、①に加えて国からの支援分についても受給できるようになります。

政策支援加入の要件

(次のすべてを満たすこと)

1. 認定農業者であること
2. 経費を除いた農業所得が 900 万円以下であること
3. 青色申告者であること
4. 40 歳未満であること

※国民年金基金との重複加入はできません。

農業委員会の活動報告



令和元年 6 月 4 日
農業委員会定期総会

令和元年度農業委員会定期総会を開催しました。

平成30年度における各種会議の開催状況や活動状況などの事業報告とともに、令和元年度の事業計画について審議し、決定しました。



令和元年 7 月 2 2 日～7 月 2 6 日
第 1 回地域別事業推進会議

農地利用の最適化を着実に推進するため、各地域が抱える農業の課題と対策等を考える機会として、地域別事業推進会議を市内 13 ブロックで開催しました。

農業委員と農地利用最適化推進委員が意見を持ち寄り、農地利用状況調査（農地パトロール）に向けた打ち合わせや、地域農業の現状と課題を踏まえた「津市の農業振興に関する提言」の内容等について意見交換を行いました。



令和元年 8 月 8 日 第 1 回事業推進会議

地域別事業推進会議で取りまとめた各地域での意見を、13 ブロックの代表委員が持ち寄り、意見交換の場とする事業推進会議を今年度から開催しました。

津市は平地から山間地まで多種多様な営農条件があり、地域の特性に配慮した委員会活動の実践を目指し、意見・情報交換を行いました。



令和元年 1 1 月 1 日 市長と農業委員との懇談会

日々の委員会活動の中で把握した地域農業の課題を市長に届ける機会として、市長と農業委員との懇談会を行いました。

当日は地域別事業推進会議や、事業推進会議での議論を経て作成した「津市の農業振興に関する提言」を市長へ提出し、市長との意見交換を通じ、課題に対する認識を深めることが出来ました。



農業委員会からの お知らせ

農地を適正に管理しましょう

耕作されていない農地をそのままにしておくと、害虫や枯草火災の発生などの恐れがあります。

定期的に草刈りを行い、いつでも農業を再開できる状態に管理しましょう。



ジャンボタニシの対策のために

冬場の耕作していない農地を耕起することで、ジャンボタニシの被害対策の効果が期待できます。

耕起すると、ジャンボタニシが傷つけられたり、寒さにさらされたりすることで、冬を越えることが出来なくなります。

トラクターのスピードはゆっくり、ロータリーは速くし、浅く細かく耕起すると効果的です。



編集後記

秋の収穫が終わり、冬野菜の手入れで忙しい毎日でしょうか。

今年は天候不順で各地で大雨の被害が多く発生し、農業には厳しい年となりました。年々厳しくなっていく異常気象や集中豪雨は、他人事ではないと、痛感致しています。今回の「農業委員会だより」は農業委員会の活動の一部と農地を転用する際の手続などを紹介させていただきました。

活動の中に遊休農地の発生防止や解消の為の農地パトロールがあります。大切な農地を次世代に継ぐためにも、農地が荒れる前の早期発見が大切です。地域の皆様の情報提供、情報共有が必要となりますので、ご相談・お問い合わせは農業委員・推進委員・農業委員会事務局・各総合支所地域振興課にお願い致します。来る年が、良き年となりますようお祈り申します。

＊＊編集委員＊＊

委員長 坂野 大徹

副委員長 中野 たつ子

委員 喜多 義幸 田村 明 結城 晋三

草深 みつよ 諸戸 善昭

中野 たつ子

津市のホームページから農地転用の申請書等のダウンロードができます。

津市農業委員会事務局

検索

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554898097745/index.html>

《広告のコーナー》

地産地消!! ～許認可・届出等の手続きは～
地元の『行政書士』にご相談ください!!

- ✓農地や市街化調整区域に家を建てたい
- ✓赤道の払い下げを受けたい
- ✓相続手続き、遺言書や契約書を作りたい

三重県行政書士会 津支部 検索

連絡先: 090-5450-5708 (支部長加藤)まで!

相続税でお悩みの方へ
相談は解決のための第一歩です
この実績が信頼の証
相続税申告実績 500 件超
相続財産のたな卸を一緒にしませんか?

※この案内をご覧になった方 初回相談無料!

中田会計事務所 059-232-9000
津市一身田中野132-1 [お問合せ時間: 8:30~17:00]

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と津市農業委員会業務との直接関係はありません。)